

令和4年度中に受け付けた行政文書開示請求に係る審査請求のうち、諮問までに90日を超えたもの

審査請求書 受付年月日	審査請求案件	原決定	担当課名	諮問日	申立受付～ 諮問、日数	90日経過理由
R4.8.2	千葉県知事が令和4年7月5日付け障推第925号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求	部分開示	健康福祉部 障害者福祉推進課	R5.1.20	171	事実関係等を再度確認する必要があったため。
R4.12.6	千葉県知事が令和4年10月11日付け住第1031号-2で行った行政文書不開示決定に係る審査請求	不開示	県土整備部 住宅課	R5.5.19	164	関連する複数の審査請求に係る決定が妥当であるか検討に時間を要したため。
R5.2.27	令和4年12月23日付け房建福第1173号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求	部分開示	健康福祉部 安房健康福祉センター	R5.6.9	101	弁明書の作成及び決定に至る協議に時間を要したため。